時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇年前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ発送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一分ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

二重の撰擧權

兼議院議員撰擧の結果を見て我輩の最も奇異を感せしは議員二人を出す撰擧區の撰擧人なり本來一撰擧區に二人の議員を出だざしむるの法は如何なる理由に起因せしものあるや撰擧區を二つにして一人宛を撰出するときは事務の取扱上繁多に渉るの嫌あるが故に勞費を節約せんが爲め故さらに便宜の取計をなしたるに外なかるべし便宜は洵に便宜なりと雖も此區の撰擧人は他の一區一人を出だすの撰擧人に比すれば恰も二個の權利を得たるもの〳〵如く而して黨派の爭より之を見れば多數の黨派に二人を占められて少數は一人も撰出するを得ざるに至る彼は二倍の得意を催ほして此は二倍の失望あり多數の壓制も茲に至りて極まれりと云ふべし立憲政治の極意は各人の權利を成るべく一樣ならしむるに在りと聞きしに同じく是れ納税者、同じく是れ撰擧人にして一は法律上當然二個の權利を有し一は唯一に止まるとせば是れ亦偏頗の一として數ふべきものに非ずや世間には人口十萬に付一議員を出だし十五萬にても亦同樣なりとは偏頗の沙汰ありとて撰擧區改正論を主張する者あり蓋し偏頗の範圍の廣さを測量するときは是れも亦一論たるに相違なしと雖も其深さに至ては一區二人の制ふそ却て甚だしきものにして常理の認に容れざる所なるが如し且又黨派的の觀察を下だせば君は一層酷なる所ありて相手替りて主替はらず一人の議員を撰ぶ者も他の一人を撰ぶ者も同じ撰擧人の投票あれば一方に負けたる者は他方にも亦負けざるを得ず若し之を一人〳〵二區に分たん歟一方の得意もなく他方の失望もなく將た國民全體上の不權衡もなかるべし之を事務取扱上の便宜に比すれば其得失果して如何ぞや若し今後に於て撰擧法改正の議論起るとあらば主として此邊に改正を加へられんと我輩の傍より望む所あり

輿論は如何

今の政黨の中には庚寅倶樂部の如き大團體組織の計畫もあり更に一歩を進めて進歩黨連合の相談もありしと聞あれば或は他日その成就を見るとあるべき歟なれども我輩は敢て其必成を期せず唯從來の離合掛引に思ひ合はせて今度の新撰衆議院議員を統計するときは各々多少の差違はあれども全く絶望せざる可らざる迄に失敗したるの象徴は少なく猶ほ幸若經營自黨の擴張を圖るの餘勢を得たるもの比々みな然るもの〳〵如し左れば單に撰擧の結果を一見したるのみにて直ちに天下の大勢を卜するは大早計の至りにして今後幾多の競爭手段と雖ども如何なる形勢に成行くべきや唯さへ〳〵政黨の運動を激烈ならしむるとは聞くべきのみ扨斯る個々分裂の議員を以て政府の政略に抵抗するの場合は如何と云ふに事の種類によりては閥壇の爭を棄てゝ一致運動をなすとあるべしと雖も黨派の意氣互に相投せざる所より議論は往々俗に謂ふ同士討の姿となり政府は之を觀望して意外の好都合を得たるに微笑するとなかる可きか衆議院の院論既に一致せざるときは民間に於ける輿論の調子も自ら一致せずして一方に政府を攻擊する者あれば一方に之を辨護する者あり所謂輿論の勢力なるものは自然に其德分を減ずるとなるべし現に昨年の條約改正論の如き即ち事例の一端を示したるものにして政治上の掛引には確分有勝の不策あるが如し然りと雖も是れは獨り民間の黨派のみならず政府部内に於ても此般の路行は毎度經驗したる所にして前例を示せる條約論と云ひ又は近來の議會權限論と云ひ其他歩合ひ讓合ひ抔と云ふとは何れも民間の勢力に動かされたるに非ず又理論の手前を遠慮したるにも非ず歸する所は政府部内に反對論の出現するが故にして局外より之を見れば矢張り鬩墻の爭たるを免る可らず即ち政府の輿論の一致せざる弱點なる可し民間の政治家は自から既往の實歴に照らし政府部内の讓合ひに由りて曾て好都合を得たる覺えあらば飽て在野黨派の競爭に由り て政府に好都合を與ふるとなるやに若意せざる可らず政府に於ても亦同しく多少の情實を裁斷して兎も角も一致和合の計畫をなさゞるゝ於ては將來或は不味なる結果を見ることなきを保す可らず斯くて雙々互に平行し相制肘して議論を戰はすときは所謂政黨内閣の實も漸次に行はれ立憲代議の主意庶くは實徹するを得るに幾からん然らずんば我輩は政治の秩序の甚だ紊亂せんとを悔るゝなり

官報

勅令第百五十號
明治二十三年七月廿一日
内閣總理大臣伯爵山縣有朋
農商務大臣　陸奥宗光

法律第五十五號
日本坑法中左ノ通改正ス
第一章
第一條　試掘ノ許可ヲ得シト欲スル者ハ試掘願書ニ試掘地ノ圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ差出スヘシ「試掘ノ許可ハ出願日時ノ先後ニ依ル若シ試掘セントスル地ノ全部ヲ所有スル者ノ出願ト同時ナルトキハ其土地所有者ニ許可スルモノトス
第二條　試掘願書ニ坑區圖ヲ同時ニ差出スヘシ「試掘ノ許可ハ出願日時ノ先後ニ依ル若シ試掘セントスル地ノ全部ヲ所有スル者ノ出願ト同時ナルトキハ其土地所有者ニ許可スルモノトス
第三條　借區ノ許可ヲ得シト欲スル者ハ借區願書ニ坑區圖ヲ添ヘ農商務大臣ニ差出スヘシ「借區願書及坑區圖ヲ同時ニ差出シ難キトキハ願書ノミ提出セシ者ハ其日ヨリ三十日以内ニ之ヲ提出スヘシ」此期限内ニ差出サルトキハ其出願ヲ無効トス「借區ノ許可ハ出願日時ノ先後ニ依ル」出願ノ試掘地ヲ出願ノ坑區ト互ニ抵觸スルトキハ試掘出願ヲ無効トス「坑區ノ境界ハ直線ヲ以テ之ヲ定メ地表境界線ノ直下ヲ限リトス其一坑區ノ面積ハ石炭ハ一萬坪以上其他ノ鑛物ハ三千坪以上トシ其二六十萬坪ヲ超ユルコトヲ得ス」○第十　借區出願人ハ其出願地ニ於テ採掘セントスル鑛物ノ存在スルコトヲ證明スヘシ其證明ヲナス能ハサルトキハ其出願ヲ無効トス「農商務大臣ハ試掘若クハ採製ノ事業公益ニ害アルトキハ農商務大臣ハ鑛物ノ存在ヲ認メス又ハ試掘若スコトヲ得」試掘人又ハ借區人前項ノ證明ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但損害ノ賠償ヲ要求スルコトヲ得ス」試掘人又ハ借區人ノ得タル試掘若クハ借區ノ許可ハ詐僞又ハ錯誤ニ由リタルトキハ農商務大臣ハ其許可ヲ取消スヘシ其許可ニ就キ利害關係ヲ有スル者ニ於テ發見シタルトキハ之ヲ農商務大臣ニ申立テ其取消ヲ請求スルコトヲ得」前項ノ場合ニ於テハ農商務大臣ノ指令ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第二章
第二十二　試掘又ハ借區ヲ出願スル鑛物ニ土地ヲ測量スルコトヲ必要トスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ此場合ニ於テハ其土地ノ所有者又ハ賃借人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ測量ヲ賃借人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ測量ヲ賃借ニスヘシ」左ノ場合ニ於テ試掘人又ハ借區人ハ其土地ノ使用スルコトヲ必要トスルトキハ其土地ノ所有者又ハ關係人ト協議シ其承諾ヲ受クヘシ若シ協議調ハサルトキハ農商務大臣ノ裁定ヲ請フヘシ」一　坑道、坑口ヲ開穿スル場合　一　坑業上必要ノ建築、機械置場、鑛道、運河、堤防及鑛油ヲ開鑿スル場合
第二十三　試掘又ハ借區ヲ出願スル鑛物ニ土地ヲ測量スルコトヲ必要トスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ此場合ニ於テハ其土地ノ所有者又ハ賃借人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ測量ヲ賃借ニスヘシ」左ノ場合ニ於テ試掘人又ハ借區人ハ其土地ノ使用スルコトヲ必要トスルトキハ其土地ノ所有者又ハ關係人ト協議シ其承諾ヲ受クヘシ若シ協議調ハサルトキハ農商務大臣ノ裁定ヲ請フヘシ」一　坑道、坑口ヲ開穿スル場合　一　坑業上必要ノ建築、機械置場、鑛道、運河、堤防及鑛油ヲ開鑿スル場合
第二十四　試掘又ハ借區ヲ出願スル鑛物ニ土地ヲ測量スルコトヲ必要トスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ此場合ニ於テハ其土地ノ所有者又ハ賃借人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ測量ヲ賃借ニスヘシ」左ノ場合ニ於テ試掘人又ハ借區人ハ其土地ノ使用スルコトヲ必要トスルトキハ其土地ノ所有者又ハ關係人ト協議シ其承諾ヲ受クヘシ若シ協議調ハサルトキハ農商務大臣ノ裁定ヲ請フヘシ」一　坑道、坑口ヲ開穿スル場合　一　坑業上必要ノ建築、機械置場、鑛道、運河、堤防及鑛油ヲ開鑿スル場合
第二十五　試掘又ハ借區ヲ出願スル鑛物ニ土地ヲ測量スルコトヲ必要トスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ此場合ニ於テハ其土地ノ所有者又ハ賃借人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ測量ヲ賃借ニスヘシ」左ノ場合ニ於テ試掘人又ハ借區人ハ其土地ノ使用スルコトヲ必要トスルトキハ其土地ノ所有者又ハ關係人ト協議シ其承諾ヲ受クヘシ若シ協議調ハサルトキハ農商務大臣ノ裁定ヲ請フヘシ」一　坑道、坑口ヲ開穿スル場合　一　坑業上必要ノ建築、機械置場、鑛道、運河、堤防及鑛油ヲ開鑿スル場合
第二章
第二十六　試掘又ハ借區ヲ出願スル鑛物ニ土地ヲ測量スルコトヲ必要トスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ此場合ニ於テハ其土地ノ所有者又ハ賃借人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ測量ヲ賃借ニスヘシ」左ノ場合ニ於テ試掘人又ハ借區人ハ其土地ノ使用スルコトヲ必要トスルトキハ其土地ノ所有者又ハ關係人ト協議シ其承諾ヲ受クヘシ若シ協議調ハサルトキハ農商務大臣ノ裁定ヲ請フヘシ」一　坑道、坑口ヲ開穿スル場合　一　坑業上必要ノ建築、機械置場、鑛道、運河、堤防及鑛油ヲ開鑿スル場合
第二十七條ノ例ニ依ル
法律第五十五號參照
第二百五十九號布告日本坑法（明治六年七月二十日）抄錄
第五　試掘ヲ作サント欲スル者ハ濟山寮ニ願出許可ヲ得ナケレバ行フヘシ試掘ヲ行フ際ハ必要ノ地面他人ニ屬キハ其價金ヲ預ケ置クヘシ地主ニシテ自ラ試掘ノ企ル者ハ衆ニ超テ許可ヲ得ベキ分義アリトスレトモ自ラ試掘ノ資本無クシテ他人ノ勞ヲ拒ミ或ハ不當ノ賃金ヲ貪ラハ濟山寮或ハ地方官ニテ正價ヲ裁決シテ其地ヲ買上ヲヘシ○第九　開坑スル者ハ先ツ坑區ヲ得ヘシ坑區ノ廣狹ハ其適宜ナル起業ノ目途ニ應シテ之ヲ得セシムヘシ」有鑛質坑ヲ開ク者ハ必ス製鑛ノ業ヲ兼ヌ可シ」凡借區開坑ハ鑛山寮ニ願出ヘシ此願書ニ其得ント欲スル坑區ノ測量圖ヲ添テ出ス可シ　但石炭坑ノ借區ハ一萬坪以上ニ限ル之ヲ超ユル者ハ其坑區中別ニ地主有リト雖モ之ヲ拒ムヲ得ス其區分ハ借區券ヲ得ルノ後二十二條ノ如クナルヘシ」○第十　願出ノ借區ハ鑛山寮官員ノ檢閲シ標石ヲ植テ境界ヲ區券ニ附與スヘシ○第十二　凡借區人ハ區上ニ於テ鑛脈所在事場洗礦所清鑛所遠路等其他坑業ニ必要ナル地面ハ地主タル者ニ賃金ヲ拂スヘシ若シ異論決セスンハ鑛山寮或ハ地方官ニシテ正價ヲ裁決シ其地ヲ賃取ル可シ

勅令第百五十號
明治二十三年七月二十八日
内閣總理大臣伯爵山縣有朋
大藏大臣伯爵松方正義

法律第五十六號
明治二十三年法律第二十四號紙幣交換基金特別會計法第二條中左ノ通追加ス
數府ハ金二千二百萬圓ヲ限リ日本銀行ヨリ借入ヲ爲シ前項ノ交換基金ニ組入ルヘシ
法律第五十六號參照
法律第二十四號紙幣交換基金特別會計法（明治二十三年三月二十八日官報）抄錄
第二條　政府所有ノ準備金二千萬圓ハ之ヲ紙幣交換基金ニ組入ルヘシ

勅令第百五十號
明治二十三年七月二十八日
農商務大臣子爵榎本武揚

法律第五十六號參照
法律第二十四號紙幣交換基金特別會計法第二條中左ノ通追加ス
數府ハ金二千萬圓ヲ限リ日本銀行ヨリ借入ヲ爲シ前項ノ交換基金ニ組入ルヘシ
法律第五十六號參照
法律第二十四號紙幣交換基金特別會計法（明治二十三年三月二十八日官報）抄錄
第二條　政府所有ノ準備金二千萬圓ハ之ヲ紙幣交換基金ニ組入ルヘシ

勅令第百五十一號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百五十二號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百五十三號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百五十四號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百五十五號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百五十六號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百五十七號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百五十八號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百五十九號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百六十號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百六十一號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百六十二號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百六十三號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百六十四號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百六十五號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百六十六號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百六十七號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百六十八號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百六十九號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百七十號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百七十一號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百七十二號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百七十三號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百七十四號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百七十五號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百七十六號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百七十七號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百七十八號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百七十九號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百八十號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百八十一號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百八十二號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百八十三號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百八十四號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百八十五號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百八十六號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百八十七號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百八十八號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百八十九號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百九十號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百九十一號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百九十二號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百九十三號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百九十四號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百九十五號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百九十六號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百九十七號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百九十八號
明治二十三年七月廿九日
農商務大臣陸奥宗光

勅令第百九十九